

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第65回議事録

- 1 日時：平成24年6月18日（月）14：30～16：00
- 2 場所：総務省 合同庁舎2号館 第1会議室
- 3 出席者（敬称略）
 - (1) 委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、中村 伊知哉（主査代理）、高橋 伸子、浅野 陸八、
井川 泉、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、伊能 美和子、植井 理行、
河村 真紀子、佐藤 信彦、椎名 和夫、関 祥行、田胡 修一、
田村 和人、長田 三紀、畑 陽一郎、福田 俊男、堀 義貴

（以上20名）
 - (2) オブザーバー
望月 孝洋（経済産業省）、竹内 淳（民放連）、山中 弘美（文化庁）
 - (3) 事務局
竹村情報通信作品振興課長
 - (4) 総務省
佐藤政策統括官、阪本官房審議官、黒瀬情報流通振興課長、田中放送技術課長、
松本情報流通作品振興課課長補佐
- 4 議事
 - (1) 新方式の運用開始について
 - (2) 答申（素案）について
 - (3) ディスカッション
 - (4) その他

【村井主査】 それでは、ただいまから、情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会の第65回の会合を開催させていただきたいと思います。委員の皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

本日欠席された委員、それから出席していただいているオブザーバーは、席上配付資料をご参照ください。

それでは、2つの諮問事項に関する答申ということで、前回の委員会で議論をしていただいたわけですが、事務局でまとめたものを中心に議論をしていただきたいと思います。2つの諮問事項というのは、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」という中の「デジタル・コンテンツ流通等の促進」、それから「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」という2点でございます。

7月12日に情報通信審議会の情報通信政策部会がありますので、そこでこの答申(案)を私のほうから報告するという予定になっています。したがって、本日含めて残り2回の開催後に12日の報告へ結びつけたいと考えておりますので、議論はそういったスケジュールを計画をしているということを念頭に進めていただければと思います。

それでは事務局から資料の確認をお願いいたします。

【松本情報作品振興課長補佐】 本日の配付資料につきましては、座席表、議事次第のほか、資料1、資料2及び参考資料1の計3点を配付させていただいております。

なお、メインのテーブルにお座りの構成員の皆様におかれましては、左肩に構成員限りと書かれているA3の構成員等からの意見の一覧、それと同じく左肩に構成員限りと書かれている参考として答申の素案、こちらはそれぞれ答申の資料2のほうに、右のほうにコメントを溶け込ませたバージョンでございます。これに関しましてはメインのテーブルということで、資料2の参考扱いでお配りしております。

過不足等ございましたら、事務局までお申しつけくださいませ。

あわせて、5月1日の前回会合議事録につきましては、皆様にご確認いただきまして、村井主査の承認を得て、既に総務省のホームページに公開しておりますので、ご報告いたします。

以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。答申に関する議論の前に、新方式の運用開始のご報告事項があるということですので、地上放送のRMP管理センターの理事関係構成員からのご説明

をお願いいたします。

【関委員】 それでは資料1、1枚でございますので、ご報告をいたします。新方式の運用開始について、2009年の7月の中間答申で「B-CAS方式と併存する“新方式”の早期運用開始に向けて積極的に取り組む」ということで提言されました。

これを受けまして新方式の技術規格等々の検討、それから規格化というようなことを経まして、2011年6月1日に地上放送RMP管理センターを設立いたしました。新方式の運用に向けた準備を進めておりますが、B-CAS方式と新方式を並行運用するということになっておりますので、このためには両方式の鍵情報、ECMという信号があります。これを放送波に多重化するサイマルクリプト運用、両方の信号を運用、導入する必要があります。

放送事業者のほうのサイマルクリプトで両方の鍵を出すわけですが、その送出設備の開始作業を予定どおり進めてきました。一方でこのサイマルクリプト運用に伴って、既に1億何千万と出ており、既に市場に投入された機器への悪影響を与えない、つまり視聴者への影響が発生しないということについて、万全を期すための確認作業を現在行っております。

このような視聴者保護の観点から、一応関東広域での運用開始に関しては、8月中旬以降、8月の末ぐらいと考えております。ただ全体では来年の4月までということで、この全国での運用開始に関しては当初の予定どおり進めております。関東広域でのスタートが当初の予定よりは若干おくれることとなりますが、一応念には念を入れて、視聴者への影響がないように、確認作業を行っているところでございます。

以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。ただいまのご報告に関しまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

関東広域での運用開始は7月ぐらいの予定でした。それを、放送波で両方の鍵情報を送信したときの影響がどのように出るかということをより確実に調べるために、調査に時間をかけるということですが、全国での当初の運用開始の予定は変更なしというご報告でございましたけれども、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは次の議題に入りたいと思います。今度は答申の素案でございます。前回会合で皆様からいただいたご指摘を踏まえるとともに、ヒアリングをお願いしました皆様、構成

員の皆様からいただいたコメントをもとに、前回の答申骨子に修正を行いました。この素案に関して事務局から事前に構成員の皆様に照会をして、ご意見をいただいたと伺っておりますので、概略を事務局から説明していただいて、その後で議論に移るといって進めたいと思います。

2章ありますので、章ごとに進めて、説明と議論をやっていただこうと思います。

それではまず第1章についての説明をお願いいたします。

【竹村情報通信作品振興課長】 第1章、コンテンツ制作・流通の強化方策のあり方ということで、前回の会議で骨子案に対していただいた意見、それからオブザーバーとして発言をしていただいた方にも照会をいたしまして、肉づけをして、今回提出しているこの素案をつくりました。

その後、素案を事前に構成員の皆様に配付をいたしまして、ご意見をいただいたところでございます。その結果を構成員限りということでお手元に配付しておりますので、適宜それを参照しながら議論をしていただきたいと思います。

まず第1節のこれまでの取り組みの現状と課題ということで、コンテンツ制作・流通の概況というところから始まりまして、概況を述べてございます。

4ページを見ていただきますと、放送コンテンツのインターネット配信の現状と課題というところで『インターネット上での放送番組の円滑な利用』と『権利者の保護』、『利益の適正な配分』という新たなルール整備と運用が指摘されている」ということに対して福田構成員のほうから、「有効な違法コンテンツ対策」というものも課題として加えたらどうかというご指摘をいただいております。

それから次の次のページに行きまして、3番目、コンテンツ海外展開への現状と課題ということで、現状と課題を整理してございます。ここにつきましては、7ページの一番下、環境整備ということでいろんな課題が指摘されているわけですが、福田構成員のほうから、政府による長期的な支援制度ということがなかったということが1つの課題ではないかということで、加えたらどうかということで指摘をいただいております。

それから4番目、権利処理の円滑化への取り組みの現状と課題ということでございます。ここについては若干の文言の修正に関する意見がございました。マルチユースに関する契約ということについては、「実演家との契約」という原案になっていたわけですが、実演家との契約に限られないので、ここの「実演家との」というところは削除したらどうかということと、それから「全ての権利者に改めて許諾を得る必要がある」ということは、必ず

しもそういうすべての権利者に限った場合ではないということで、文言上の修正のご意見を佐藤構成員のほうからいただいております。

それから(3)の音楽著作権、レコード原盤権のところについては、ここは畑構成員のほうから若干文言の手直し、これは「海外展開に向けた障壁となっている」という表現を、少し直したらどうだろうかということで、代替案のご提示をいただいております。

それから5番目はコンテンツ不正流通対策ということで、これについては特にございませんでした。

10ページのコンテンツ流通プラットフォームの現状と課題のところでございますが、これについては何点かご意見をいただいております。(1)のネットワークを利用した新しいコンテンツ配信サービスということで、「クラウド型の音楽配信サービス」は必ずしも配信に該当しないものもあるので、「配信」というような言葉を落としたりどうかということで、鶴田さんのほうからご意見をいただいております。

それから下のほうで、「このようなサービスの提供主体がインターネットユーザーを囲い込むことになれば」という表現になっています、囲い込みが必ずしも悪いわけではなくて、そういうことによって影響力が著しく高まればそれが問題だということで、ちょっと文言の修正をしたらどうかということでご意見をいただきました。

それから一番最後のところで、10ページ一番最後の行でございますが、「権利者への対価の還元を可能とする効率的な仕組みの検討が必要である」ということにつきまして、A類型からC類型まであり、こういったC類型については必ずしも私的使用のための複製ということもあり得るということで、この対価の還元については、その要否も含めて議論されるべきではないかということで、ちょっと表現を変えたらどうかという意見を鶴田構成員のほうからいただいたところでございます。

それから12ページに行きまして、第2節の提言でございます。これも今後の取り組みの方向性のところで、1の一番下のところで「ユーザーの囲い込みを防ぐ」という表現がございましたけれども、これも先ほどと同じような理由から表現を直したらどうかという意見をいただきました。

それから12ページのところで、早急に取り組むべき課題の中の権利処理の迅速化・効率化でございます。ここについても何点か意見をいただいております。これ13ページのところですが、福田構成員からの意見のところで、「放送事業者とARMAとの間における出演者等の番組情報の共有化、放送事業者等との実演家との文書による出演契約の推進

等」ということで、ここは具体的に書くのをやめて、「具体的な方策」としたらどうかという
ことで、福田構成員のほうから意見をいただいております。

それから、その下のパラグラフの音楽著作権に関するところでございますが、「ラジオを
含む放送コンテンツに利用されている楽曲の全曲報告をはじめとした」というところを、
ここまで書く必要はないのではないかという趣旨だと思いますが、福田構成員から削除し
たらどうかというご意見をいただいております。

それからコメントのAの12のところ、「新たなルール作り」ということに限らず、い
ろいろな課題に関する検討を必要ということで、「諸課題の解決に向けた検討を進めること
は必要である」というふうに変えたらどうかという意見を畑構成員からいただいております。

それから13ページの(2)のコンテンツの海外展開の促進のところでございますが、
ここは文言上の整理でございますけれども、「不正コンテンツの流通抑止とネット上の正規
コンテンツの流通促進を一体的に取り組む」という表現について、「正規コンテンツの流通
促進に資するビジネス環境を整えることが必要である」というふうにしたらどうかという
意見、福田構成員からいただきました。

それからその下のパラグラフ、「国際マーケットへの参加支援をはじめとした海外展開の
機会創出に向けた方策」というところを、具体的に「予算措置」としてはどうかという
ところで、福田構成員からもこういうふうにいただいております。

最後、中長期的に取り組んでいく課題のところは特にご意見はございませんでした。

一応、駆け足になりましたけれども、コメント中心にご紹介をさせていただきました。
よろしく申し上げます。

【村井主査】 いただいたご意見とその内容を、比較的丁寧にご説明いただいたと思
います。どうもありがとうございました。

それではこの第1章の議論をして、それから2章に移りたいと思います。幾つか重要な
ところが含まれていると思いますので、どうぞ、ご意見を申し上げます。

どうぞ、椎名さん。

【椎名委員】 整理番号のAの8の鶴田構成員からのご指摘ということで、10ページ
の下のところに「権利者への対価の還元を可能とする効率的な仕組みの検討が必要である」
という部分について、「指摘がされている」というふうにしたほうがよいと。その理由とし
て、その権利者への対価の還元は、ありきの話ではないんだというふうなことで修文のご

提案があります。しかし、ここの文章というのは、対価の還元のことだけ言っているわけではなく、クラウドについては、ログが取れるとか、システム上優位性があるので、できるだけユーザーからの期待にこたえつつ、かつ一方で対価の還元を実現していく必要があると。これはこの委員会の最初からのミッションで、これを指摘している話ではなくて、答申にも何度も書かれてきた話なので、このような修文は必要ないと思います。強いて言うならば、「ユーザーからの期待にも応えつつ、権利者への適正な対価の還元」、つまり「適正な」という文言を入れていけば、おそらくはご懸念の点は解消するのではないかと思います。

【村井主査】 今のは、基本的には原文でいいと思うけれども、「適正な」というのが入ってもいいということによろしいでしょうか。

【椎名委員】 はい。強いて言えば。

【村井主査】 はい。いいです。では、続けてください。

【椎名委員】 それから、福田構成員から幾つかご指摘の、Aの10、Aの11あたり、Aの11は詳しくはわかりませんが、Aの10に関しては、この委員会の下にある円滑化連絡会等の中でも、その円滑化方策の例示としてレポートの中にも出てきたりしている話なので、抽象的に具体的方策といってもせっかく実証実験をやって中身の例示が出てきているので、その部分は削除せずに載せておいたほうがいいのかと思いました。

【椎名委員】 Aの11も同じような趣旨で、削除すべき理由が書いてありませんので、ちょっとわかりませんが、連絡会等が出てきた具体的に例示された部分を事務局が書き込んだところだと思いますので、それを全部削除してしまうと、どんどん薄まっていってしまうのではないかなという懸念を持ちます。

【村井主査】 わかりました。福田さん、どうぞ。

【福田委員】 あんまり他意はありませんが、こういう議論は久しぶりだったものから、私が言ってることについてもばらつきがありまして、避けようという点もあれば具体的に踏み込んだらどうかと、両方になっています。そういう意味で、今おっしゃったように、いろいろなところで議論が進んでいるよということであるならば、そういうことを含めてご説明をいただいた上であれば、私はそれについては了解いたしますけれども、ここまで書き込む理由についての説明がないままでしたので、いかがなものかということと、具体的過ぎるのではないかと。そのほかのところも、「例えば何々などはじめとする」といったのがありますがけれども、表現として少し丸めて書いたらいいのではないかとこのこ

ると、具体的に書いてあるところがあるので、そこら辺の整合性、私もないですけども、そこを整えるのであれば、ここも少し具体的じゃないほうがいいのではないかということでしたが、今おっしゃったように議論が進んでいるんだよということについて、その方向でということであれば、こだわるものではありません。

【村井主査】 ありがとうございます。基本的にはやはりここの委員会の報告書なので、この委員会の中で議論されたこととして、おそらく事務局で書いていただいたのかなと思います。そういう意味で、少し詳細さに関してはばらつきがありますが、それはここで議論した経験があるかないかといったところに依存しているので、やはり議論で、出てきたものは多少ばらつきがあっても報告していくことになるのではないかと思います。そういう意味ではあってもいいのかと思いますが、削除というのは、今言ったような詳細さのばらつきとの関係でこの11のほうも同じご意見ですか。

【福田委員】 そういう意味合いとして、どこまでどういうふうに例示をするかということについての統一性があれば構わないと思います。

【村井主査】 なるほど。そうですね。統一性と、ここで議論されたことは、答申に載せなければいけないということのバランスもあるかと思います。私の意見としては、多少詳細さにばらつきがあっても、ここで議論されたことは両論併記的に残していくというのが慣習かと思いましたが、そういう意味も考えて、少し全体を考えていけばいいかなと思いました。ありがとうございます。

【福田委員】 ちょっとよろしいですか。

【村井主査】 はい。

【福田委員】 私のほうで書いてあるところ、若干のディティールに踏み込んで、「予算措置」とか書いてあるので、それより値踏みしたほうがいいだろうということと、一般論的にこれまでやってきた分についての不備ではなくて、何がどうなったかも触れたらどうかということ少し意見を述べさせていただきました。

【村井主査】 ありがとうございます。

【福田委員】 それから椎名さんが最初のご指摘があったところ、10ページのところですけれども、次の章にわたりますが24ページのまとめのところ「適正な」という表現が入っておりますので、もしそれに合わせるのであれば、「適正な」という表現を入れれば一貫するのではないかという気はします。

【村井主査】 なるほど。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【池田委員】 今の福田委員の修正に対する椎名委員のご意見について、今の部分で12ページの権利処理の迅速化・効率化のうち、13ページの部分で福田委員のおっしゃった「具体的方策」というふうに抽象化する部分について具体的にせよ、ということですが、この具体的な番組情報の共有化につきまして、先日申しあげましたように、放送事業者にとってはなかなかハードルが高い部分があるというところがございます。この検討を進めるというところの強さについては若干放送事業者との間で、やはり慎重に検討する必要があると考えております。

それから、放送事業者と実演家との文書による出演契約の推進でございますがこの出演契約についても具体的にここで議論があったか覚えていないですが、確かに出演契約につきましては、昨今、書面によって交わすということを進めております。そもそも書面によらない契約、口頭契約が中心の放送業界でございましたので、これをできるだけ改善するような作業はしておりますけれども、これにつきましては推進の度合いというものも我々の作業においては影響する部分が多いということがございます。この2点については検討の進め度合いについても慎重な協議が必要だと考えております。

【村井主査】 わかりました。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。高橋さん。

【高橋委員】 項目A2と整理されているところでございますけれども、前ページの放送事業者における取り組みというところですが、その福田構成員の意見として、「政府による長期的な支援制度の不備等」というのを入れているということについて、ここは放送事業者における取り組みなので、もしほんとうに政府による長期的な支援制度として約束したものがあって、それに対して不備があるのであれば、3の総務省における取り組みというところに入れるべきなのではないかなと思いました。

ただ、不備と言う以上は、元来あるべきもの、必要なものが行われていないということになると思いますので、私自身は今それが、あるいは過去においてどんなものがあったのか。この2010年度以前のものについて承知しておりませんので、民間放送事業者の取り組みに入れる合理的な理由があるのであれば教えていただきたいと思えます。

【村井主査】 これ福田さん、お答えいただいているんですか。

【福田委員】 基本的には7ページの上の青のところ、これは実態的に述べた部分と、今おっしゃったように民間放送事業者できない部分はここに書かず、政府に入れたらどう

かというご指摘のほう、私は正しいかなと今、思っております。

国会でも議論になりましたけれども、日本において韓国のドラマが多いのではないかと、海外の放送が多いのではないかというのがありました。実はそんなに多くはないんですね。パーセンテージを全部調べました。ところが中国、韓国においては、逆に言うと圧倒的に制度上海外番組できないというのがあります。そこにおいて以前申し上げましたが、民間放送事業者がどんなに外に出そうと思っても出せないんですね。受け付けてくれない。放送枠がないんだと。それならば、この前申し上げたことをそのまま申し上げると、総務省のみならず外務省あるいは経産省など一体となって取り組んでいただきたいということが1点であるので、それは総務省の役割ではないのかということであれば、どこにでもいいのですが、その部分についてご理解いただければありがたいと思っております。

それから海外における違法については、私どもの番組はあまりないですが、人気番組をお持ちのところは、あっという間にそれぞれの母国語において変換をされてしまい、ネット上に流されるというケースは枚挙にいとまがないぐらいになりますので、そこをどうするかというの、ある意味で我々ができない限界をそこに、少し愚痴を述べているというふうにとっていただいたほうがいいかもしれないと思います。

【村井主査】 今のお二人の意見は一致したようなのですが、2つ気になりました。1つは「支援制度」という言葉だけで言えるのか。広く言えば全部支援制度なのかもしれませんが、海賊版の対策であるとか、コンテンツの海外展開の対策といった部分、全て「支援制度」という表現で適切かどうかというのは少し微妙かなという気がします。「支援制度」というと何か補助金のように感じられる可能性もあるので、政府としてやることはあるということだとすれば、「対策と支援制度」などといった文言を使っていただくのがいいかと思いました。

それから、総務省における取り組みは下にありますが、この上は政府によると、書いていただいているのですよね。そこで政府と総務省はイコールかと言われるとそうでもなくて、福田さんは、上は政府全体で解決すると言っている気がするけれども、それを安易に総務省の中に入れてもどうかという気がするんですが、ここはどうですかね。政府全体の取り組みですよ、外国への展開というのは。総務省も、働きかけて政府全体で取り組んで、というのがこの福田さんのコメントA2のメッセージですね。

【福田委員】 一体となってですね。

【村井主査】 そうですよ。だからそこは結構重要なポイントだと思います。つまり

この問題を解こうとすると、総務省のスタンドアロンではおそらくできない。だから本当は政府全体で取り組んでもらいたい話ですよ。そのメッセージをこの答申に入れられるかどうかですね。これも事務局で検討していただくとして、適切な場所はどこかということだと思います。下の（３）に入ると総務省における取り組みになるので、政府全体に働きかけて、総務省として、とかそういう表現になるかなという気がします

どうぞ。

【高橋委員】 今の村井先生のご意見、ごもっともだというふうに拝聴いたしましたけれども、ただ、政府における取り組みという場合、私も内閣官房のコンテンツの会議とかそういうところに出ていって感じるののは、やはり総務省から行っている人たちがどれだけやるかによって取り組みがかなり違ってくる面もあることです。総務省への答申であれば、そういうところでもっとイニシアチブを発揮しろとか、何かそういうことも含めて各省横断的な取り組みを総務省自体にしてほしいとか、具体的なメッセージにまとまらないかなと思いました。以上です。

【村井主査】 総務省の責任が弱まっているように聞こえでは困ると、こういうことでございます。わかりました。両方の意味があると思いますので、それを考慮していただければ。

そのほか、何かございますか。どうぞ、河村さん。

【河村委員】 すみません、先ほどの箇所に戻りますが、10ページのAの8、鶴田委員からのコメントに対して、先ほど椎名委員から「適正な」という言葉を入れるというお話がありましたが、折衷案になります。この「権利者に対する適正な対価の還元」というのはもともと最初から言われていましたし、そこはもう大切なことだということは大前提なんです。ここはこの新しいネットワークを利用した配信サービスに対する取り組みのABCが書いてあって、それに対して受けているところだと思うんですね。ここを読みますと、囲い込みが進むようなことがあったら不利になるおそれがあるって書いてあるんですよ。今、懸案の「権利者への対価の還元を可能とする効率的な仕組みの検討が必要」というところですが、何となく「権利者への対価の還元を可能とする」と書きますと、対価の還元が今不可能になっているかのように見えます。このABCでいいましたらAはユーザーが購入した楽曲のことですし、Bはアップロードされた大量の楽曲を何かお金を払って聞くことですし、いろいろ問題があるにしても、何か対価の還元が不可能になっているというような話ではなく、これからの懸念のことだと思うので、鶴田構成員が書かれ

た「権利者への適正かつ効率的な対価の還元を可能とする仕組みの検討が必要である」と、鶴田構成員が書かれた「指摘がされている」というところは多分、椎名委員は受け入れないと思いますし、私はあえてそこまでの主張はしませんが、「権利者への適正かつ効率的な対価の還元を可能とする仕組みの検討が必要である」というふうにするのはいかがでしょうかというものです。

【村井主査】 よろしいですか。「適正で効率的」がいいと。

【椎名委員】 よく違いがわかりません。「適正な対価の還元を可能とする効率的な仕組み」というのは、いろいろなことをサーバ上で、情報を掌握できることによって効率的な仕組みができますよねって話があり、だから効率的な仕組みをつくったらどうですかという話で仕組みにくっついている「効率的」だと思っんですね。それを対価の還元のほうに「効率的な」をつけるということですか。「権利者への適正かつ効率的な対価の還元を可能とする仕組みの検討が必要である」にするということですよ。

【河村委員】 そうです。対価の還元が、今可能じゃないものを可能にするように読めます。しかし鶴田構成員が書かれたものは、適正で効率的なものを可能にしようよと言っているように感じられたので、私は、このAもBもユーザーはお金を払っていますし、Cに至ってはちょっといろいろ懸案があるというのは鶴田構成員のおっしゃるとおりだと思うので、何か「対価の還元を可能とする」と言うと、今、何かいかにも不可能な状態にあるかのように思います。この話で言えば、今後何か困り込みが進んで著しく何か影響力を持つと、不利になるおそれがありますよねぐらいの話で、今大々的に対価の還元が不可能になっている分野であるというふうにはどこにも書いてないので、やはり書き方として、適正で効率的なものを可能にしましょうよという方が、私は何かユーザーとしてはしっくりくるかなと思った意見です。

【椎名委員】 ご趣旨はわかりましたが、このクラウドを検討したところの文脈でいうと、クラウドサービスというのはこれまでのサービスと違って、いろいろな情報集約とかの優位性があるので、より効率的に処理ができるんじゃないかという話が出てきたので、「効率的な」というのが「仕組み」にくっついていたという経緯がありますので、河村さんのおっしゃっているやつでも意味合いとしては何も変わらないと思うので、それでも結構だと思いますがただ、あのときの話は効率的な仕組みができるんじゃないのという話があったと思うので。

【村井主査】 そうですが、いずれにせよ1つの文章の中に「効率的な」という文言を

2回繰り返したくないというのは思うので、前でも後ろでもいいような気がしますけれども、今の河村さんのご意見は、むしろ可能というところにこだわりがあるのですよね。今、不可能なわけではないというところをご懸念ということですよ。

【河村委員】 何か今いかにも対価の還元が全くなされてないかのように、この文書は書かれている。

【村井主査】 だからポイントはそこですよ。「効率的な還元を可能にする」と言ったところで今、不可能だという懸念が払底されるわけではないかもしれないので。

【河村委員】 非効率的、今は非効率的かもしれない。

【村井主査】 なるほど。

【椎名委員】 実現しているけれども、効率的じゃない。

【河村委員】 でもこれ、ユーザーお金払ってますから、今。実現しているはずなんです。

【椎名委員】 払ってないものもありますけど。

【村井主査】 そうですね。そこが問題だと思います。いろいろ解釈があるかと思いますが、ABCはそれぞれ適正な還元なのかということについては立場によってはいろいろなご意見があると理解しています。したがって、「適正で効率的な対価の還元を可能とする」に対して今、河村さんがおっしゃった「実現する」というのも、じゃあ今は実現されていないのかと言われると同じ議論になってしまうのですが。

【椎名委員】 要するに適正化を実現する、適正化を可能とするという意味で言えば、「可能」でいいんじゃないですか。今、実現しているけれども、適正じゃないかもしれない。その適正な対価の還元を可能とするようにしたらどうですかという意味で。その上では効率的な仕組みになりますよね、ということなんですけれども。だめでしょうか。

【河村委員】 だめ……。そこまでこだわられるということは、やっぱり私もお嫌だということなんですよね。どちらでも同じだとおっしゃったわりには、やはりかなりニュアンスが違うということを椎名さんはお感じになっているってことですよ。

【椎名委員】 いえいえ。そういうことじゃないんです。

【村井主査】 いや、「効率的な」が頭に来てもいいと思いますけれども。椎名さんがおっしゃったのは、効率的な仕組みということがこのクラウドの議論の中で、は出ていたので、仕組みは効率的という話で議論されており、それで対価の還元というのは適正化をするべきだと、こういうことだと思います。

どうぞ。

【高橋委員】 今のご議論を聞いていまして、結局こういうことではないかなと思うのです。鶴田構成員のご意見の最初のほうの「適正かつ効率的な対価の還元を可能とする仕組み」、ここまでは合意していて、河村さんがおっしゃったように、「との指摘がされている」というのでは多分、椎名委員はご不満でしょうから、そこについては左側の原案の「必要である」と言い切るのをとれば、問題がないのではないかという印象を受けています。いかがでしょうか。「指摘がある」となると、報告書で、「との意見もあった」とか、「との指摘があった」といった非常に実現性が低くなるイメージがあるももですから、「必要である」というふうに言い切ることで解決するのであれば、そのようにしたらいいかなと思います。

【村井主査】 いかがでしょうか。

【椎名委員】 主査に一任いたします。

【村井主査】 はい。鶴田さんがいないので、わかりました。「適正かつ効率的な対価の還元を可能とする」として、「効率的」を前に持ってくるような感じですよ。それで意図は通じるとは思います。議論の内容はよくわかりましたので、どうもありがとうございます。

それでは、そのほか、いかがでしょうか。

【福田委員】 すみません。

【村井主査】 福田さん、どうぞ。

【福田委員】 10ページ、右側のスマートテレビについて、先週これに関するいろいろな会合がありましたが、その中において総務省のほうは相当国際標準化について強調しておられたような気がします。そこら辺のくぐりぐぐりが少し、書きようが弱いのではないかなという気がして、「国際標準化」というのがけつから2行目に来ているんですね。なので、そこでも国政標準化について総務省として少し書き込んでもいいのではないかということが1つと、それからこの節における提言のくぐりぐぐりも、少しまた弱いのではないかなという気はします。今後の部分についてスマートテレビを位置づけるのであれば、国際展開、やれ国際標準化だということについても少し強調して書かれたほうがいいんじゃないかなという気はいたしました。

【村井主査】 ありがとうございます。そうですね。国際標準化のアプローチと、実証実験を通じた技術の開発・実装が一緒の文章になっていると、その強調度が薄れるという

ことかと思しますので、どちらもそれぞれ重要なことだとは議論されていると思いますし、先週の進展もありましたので、その部分を強調するということだと思います。

そのほか何かございますでしょうか。どうぞ。

【浅野委員】 13ページの(2)のコンテンツの海外展開の促進に関して、8行目の前の部分を読んでみると、2つの異なることを述べています。1つは放送規制に関して、自国コンテンツを優遇するために外国コンテンツを自国内で放送する上で、様々な規制を課している問題です。他方は、海賊版の横行に対する対策です。前者の放送規制については、中国だけでなく、例えば、ヨーロッパやカナダ等多々あり、政府一体として取り組んでいくべきと述べており、特定の国を名指ししてはおりません。ところが、海賊版対策に関する後者については「特に中国をはじめとした・・・」と特定の国を名指ししています。

また、9ページの5.コンテンツ不正流通対策の現状と課題については、(1)の10行目で「中国や韓国の動画サイトでは、上記システムが実装されていないほか、違法コンテンツの削除依頼に応じないケースが見られる」と中国と韓国を名指ししております。放送規制については、特定の国を名指しせず、海賊版対策あるいはコンテンツ不正流通対策では中国や韓国を名指しするのはバランスに欠けていると思います。

特定の国を名指しして問題点を提起するのは相当気を付けなければならないことと思います。特定の国名を掲げずに、問題点を提起することにとどめるべきではないかと思いますが、如何でしょうか。

【村井主査】 おっしゃるとおりです。ただし、今の13ページの(2)の「特に」のところは、今、浅野さんがおっしゃったような違法コンテンツの削除依頼に応じるかどうかというような話と、外国製コンテンツに対する放送規制をしているところに正規コンテンツを流通してよということが同じなのかというと、ちょっと違いますよね。まずそこが気になって、次にその名指し問題なんですよね。

確かに論理的な表現のほうがいいかもしれないですね。2つあるのが気になりますが、放送規制を有している国と、それから、いわば違法流通が起こっている国という、2つの対象が論理的にはあるのですよね。その2つがどうやって結びつくかですけれども、海賊版の取り組みをお願いしたいような対象の国は、放送規制をやっている国とイコールかと言われると必ずしもそうではないわけですね。外国に対して、日本のコンテンツが国際的に展開するためにやってほしいことは、(1) 番違法コンテンツが流通している国はきちんと取り締まってねとお願いする、(2) 日本のコンテンツを何らかの規制で入れない国には

きちんと入れるように交渉してねということで、この2つのことは対象国としては同じ集合ですか？

【長田委員】 すみません、7ページのところには、「中国、韓国等における外国製コンテンツに対する規制の存在」って、ここでもやはり中国、韓国と取り上げているので、7ページと9ページをそのまま読むと、中国、韓国が両方とも代表的な国というふうに書いてあるんだと思います。7ページの青く書いてあるところです。

【村井主査】 国の名指し問題というのはありますが、その前に今の2つの違い。もう一度言いますが、違法コンテンツを野放しにしている国は気をつけてねという、そういう意味での、ある国の集合と、放送規制を有している国、この2つの集合は一緒ですか？ここでは具体的には中国と韓国だと思います。けれども、それは正しいですか？つまりこれは2つの違うことをお願いしているんですよね。それで、その対象は一緒なのかというのが質問になります。

【竹村情報通信作品振興課長】 今、先生からご指摘あったとおり、違法コンテンツの流通が多い国というのと、外国製コンテンツに対して規制を設けている国というのは必ずしも、もちろんオーバーラップはしますけれども、対象としては全く一致するわけではありません。

それで、この審議会の議論の中でも、特にマーケットとして日本と文化的な近似性もあるような中国あるいは韓国といったところに対して、コンテンツを積極的に出していきたいけれども、1つは外国製の放送番組に対する規制があるということと、それから違法コンテンツの氾濫という2つの問題があると。

ここで言うておりますのは、正規コンテンツをネット上で出していけば、このネット上の違法コンテンツというのはもちろんなくなっていくことが期待されるということと、副次的な効果、これは副次的な効果かもしれませんが、放送番組規制があっても、もちろん片や放送番組規制の緩和を働きかけるわけでございますけれども、それが実現される過程の間においても、ネットでの流通ということで一部コンテンツを出していくことは可能になるという副次的な効果としてあるんじゃないかということでございます。

【村井主査】 わかりました。ということは、やはりその2つは論理的にきちんと分けて指摘をし、それから論理的に定義をして実名を使わないほうがよいということではないかと思っておりますので、そのようなことでよろしいでしょうか。中国と韓国を名指しにしないとまずいのではないかというご意見はございますか。よろしいですか。

実際には、確かに違法コンテンツの流通について、全く何もしていない国もあるわけですよ。つまり野放しにしている国。それはそれで協力してあげなければいけないと思います。それでよくなってきているところもあると思いますので、そういうことが1点。それから放送規制がある国に対して、日本のいいコンテンツを使ってくださいという交渉をしなければいけないことがもう一点。したがって、これを論理的に分けて名指しをやめるというのを貫いていただくのがいいということかと思います。今のご意見はそれでよろしいですかね。

【石井委員】 議論としては全くそのとおりだと思います。論理的必然性はないと思います。ただ実際問題として、やはり放送規制がありますと、その結果として正規コンテンツが見られないわけですから、どうしてもそこに不正流通という余地が生まれやすくなるという素地はあるのではないかと思います。

それから中国、韓国問題について不正流通問題ですとか、放送規制の問題を別にしましても、やはり非常に同じ東アジア圏ということがあって、放送から見ても1つの魅力ある市場であると考えていることも事実ではないかと思しますので、このような表現は一つの見方としてあるかと思えます。

【村井主査】 なるほど。東南アジアでもかなり魅力的なコンテンツなのではないかと思えます。ただ、東アジアや東南アジアを主な対象にするかについては、例えば、最近アニメはフランスで人気があるとか色々あるので、日本のコンテンツが魅力ある市場になるのは東アジアだけかと言われると、もうちょっと気持ちを大きく持ってほしいという気もします。

【石井委員】 それはまさにおっしゃるとおりで、東アジアとか、あるいはアジア圏に限定する必要は何もない。それはおっしゃるとおりだと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。その前段のロジックはわかりました。放送規制があると、正規で流通するルートが狭まり、結果的には海賊版が横行する土壌をつくっているのではないかという、そのロジックはわかりました。

基本的にはそういったことを鑑みるが、論理的な表現でよいということではないかと思しますので、文章が公表されたころにはすっかりよくなっているかもしれないわけですし、名指しはちょっと避けておいたほうがいいかなと。

それでは、どうぞ。

【長田委員】 先ほど福田委員のほうからご指摘あった13ページの一番下の「方策」

について、「予算措置」としてはどうかというところですが、この上のところに予算措置に通じるような費用等に対する支援等がずっと列挙されています。この「方策」を「予算措置」に変えてしまうと、ほんとうにお金の面だけというふうに読めてしまうので、ここは「方策」のままのほうがむしろいいのではないかと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。そうですね。対策と予算措置というのがあろうかと思しますので、予算措置だけではないという意味を含めたらどうかということで「方策」か、「対策」かということ。

どうぞ。

【福田委員】 こだわるものではありませんが、前のパラグラフはともに切れているので、後ろのところはまた別の項目立てになっているという理解とすると、その「方策」というのは何であるかについては、こちらやはり予算を伴うものであろうということですので、前段は予算を伴い、後段はいろいろなものを考える方策だよということではどうもならないような気がします。そこにおいても具体的に「予算措置」というふうに言い切ることはいいかどうかは別ですけれども、前段の費用においてはそこで一たん切れていますので、後段についても、もちろん費用も含む措置という理解をしていただいた方がいいのではないかと、そういう意味合いです。

【村井主査】 どうぞ。

【井川委員】 今、議論になっている部分の「予算措置」という言葉の問題について、数年前に1回海外へのコンテンツ発信で五十数億予算がつい、それが事業仕分けでなくなったケースがあります。そのときにそのお金が出ればシーズマネーとして今後いろいろなことが展開できるという想定をかなりされていた放送局が当時ありました。そうするとこの部分で言うと、「国際放送ネットワークや海外放送メディアにおける放送枠の確保、ローカライズ費用」ってこれ基本的にはお金がないとできない部分ですので、福田さんがおっしゃっているように、「予算措置を含む」というふうなぐらいの言い方、やはりお金がないとできないことですので、そういうことをある種におわせたほうがいいのではないかと私は思います。

【村井主査】 いかがでしょうか。1つ目は関係省庁との連携、2つ目は「国際マーケットへの参加支援をはじめとした海外展開の機会創出に向けた方策」で、さらにもう一点あって、「海外展開をあらかじめ視野に入れたコンテンツ製作の促進」、どれも予算が絡むと言えば絡むけれども、予算措置を正面切ってうたったほうがよいとお考えですか。予算

措置というのは国の予算措置ですよ。

【福田委員】 そのとおりですけれども、今おっしゃったように3つのことが書いてあって、具体的に書いてあるのが1つ目のところの費用の問題で、次が、「方策」となっている、そこも予算であろうと。それから3つ目は見落とししたわけじゃないんですけれども、段が切れていたの、そこまで目が配れない。おっしゃるように、グロスとして見ると、各省連携して予算措置であろうと思っています。

【村井主査】 いや、ちょっと待ってください。 予算措置は各省連携してできるものですか？

【福田委員】 できるかどうかは別にしてですよ。

【村井主査】 いや、連携するのは方策で、予算措置は総務省とかそういうことではないのですか。

【福田委員】 お金に色がついていないので、我々としてはどこでも構いませんけれども、実はいろいろな部分を海外に出すことにおいても、実は我々としても総務省さんだけではなくて、例えば文化庁であったり、外務省であったり、あるいは経産省であったりというところとの連携というのは一部とっているところもありますし、海外展開を図る場合においては、それぞれが縦割りで予算を持っている項目がありますので、そこに合致するところを探しながら、いろいろな道を探しているというのが実情です。ある意味でそこが全部連携をとれば、比較的簡単になるのではないかという気はします。そこは、予算が連携とれるかどうかについての適正さはちょっと自信はありません。

【村井主査】 わかりました。とりあえず話を複雑にしないことと、今の「方策」というところを「予算措置」に変えるというのも、やはり予算措置だけではないだろうということ、で、「予算措置を含む」とかそういうことだということですかね、井川さん。

【井川委員】 はい。

【村井主査】 どうぞ。

【高橋委員】 私は長田議員と同じように「方策」にしておいたほうがよいのではないかという意見です。方策の中で予算措置が生まれてくるものだと思います。仮に、ここに「予算措置」を入れた場合に、その予算をとりやすい、効率的になるかどうかということ、を総務省さんにお伺いしたいと思います。また、こういう提言に「予算措置」という言葉がダイレクトに入ったものを私は今まで目にしたことがないものですから、そのあたりについて教えていただけますでしょうか。

【竹村情報通信作品振興課長】 必ずしも全部を把握しているわけではないですけども、あんまりストレートに「予算措置」というのは、書いてある例というのはあんまり記憶にはありません。「財政的支援」とか、もっと抽象的な言い方で書いてあるところはあるかとは思いますが。必ずしもすべてを把握しているわけではありませんが。

【村井主査】 なるほど。そうだとすると、前段で費用のことが出てくるのはローカライズだけですよね。今のお話を伺うと、「関係省庁と連携して、国際放送ネットワーク」だとか「放送枠の確保、ローカライズ費用等に対する支援を検討するとともに、国際マーケットへの参加支援をはじめとした海外展開の機会創出に向けた」、例えば「費用等を考慮した方策を検討する」とか、そういうことですかね。つまり費用はいろいろなところにかかわるわけですよね。政策にも、ローカライズにもかかわる。前段は費用だからと福田さんはおっしゃったけれども、前段で費用と言っているのはローカライズだけで、それ以外に費用がかかると思われても困るということであれば、むしろ全体にほんとうは費用がかかったほうがわかりやすいところですね。

【福田委員】 基本的には費用は国際放送であれ何であれ、放送する際の放送枠の確保が要りますので、ローカライズのみならずローカルで放送するというところまで行かなければならないので、ローカライズそのものがローカライズするための製作のみならず放送費用も入っているということであればそのとおりでと思いますけれども、費用あるいは予算的措置、財政的支援というのは、すべからく2つのパラグラフと、丸切れの後の行にも全部かかってくるかなという気はします。

【村井主査】 そうですよ。したがってこのローカライズの後ろの「費用」をやめて、「方策」の前に「費用も考慮した方策」というような言い方にすると項目として全体にかかるとさらに「予算措置」という具体的な表現は書かなくてよい、こういう感じじゃないかと思えますけれども、いかがですか。ではそのような方向で修正していただいて、ほかに何かございますか。

それでは、とりあえずまた思い出したら第1章に戻ってきていただくとして、2章についてのご説明をお願いいたします。

【竹村情報通信作品振興課長】 第2章のところでございます。前回、いろいろな経緯等もう少し書きこむべきではないかというご指摘もいただきましたので、経緯等あるいは今までのこの委員会での議論を振り返るという意味で、経緯のところにはいろいろ書き込みをさせていただきます。

それで、22ページ、最近のB-CASカードに関する状況についても少し言及をさせていただいております。

それから第2節の提言のところでございますが、これもこの委員会の前回の議論の中で2つの、必ずしも見解が一致しないこともありましたので、両論を併記するという形で素案としてまとめさせていただいております。

24ページのクリエイターに対する対価の還元というところで、これ福田構成員からのご意見ございまして、「私的録音録画補償金制度の形骸化がある」ということが指摘をさせていただいております。それを追加したらどうかというご指摘をいただいております。

ご指摘があったのはその1点だけございまして、ご議論をいただければと思います。よろしく申し上げます。

【村井主査】 それでは今ご説明あった2章ですが、いかがでしょうか。

【佐藤委員】 はい。

【村井主査】 どうぞ。佐藤さん。

【佐藤委員】 22ページに書かれております新方式の最新に出たスケジュールの次に書いてある、先ほどどなたかも触れられたB-CASカードに関しての、いわゆる改ざん問題なんですけれども、これに関しましては在京の地上の各社と、それからBSの無料各社で、RMP関係者ということで協議・分析をいたしました。現行のB-CASカード方式は、一応コピー制御方式によるコンテンツ保護のためのエンフォースメントとしては一応順調に機能していると考えておりまして、そういう意味においては大きな影響を受けるものではないのではないかとということで意見が一致しております。

また不正競争防止法の改正等もこの中に書かれておりますけれども、コピー制御信号に反応しないいわゆる無反応機器の流通というのは、これまで以上に難しい環境になっていると考えております。したがって大きな影響なしと結論づけたということでございます。

またコンテンツ保護のための技術的なエンフォースメントを継続的に実施していくことの必要性については、RMP関係者、これも意見が一致しておりますということを申し述べておきたいと思っております。

【村井主査】 ありがとうございます。これは文章としては、このままでいいということですか。

【佐藤委員】 そうですね。ただ……。

【村井主査】 「劣化」というのは正しい表現なのかどうかちょっと微妙ですけども。

「劣化」という表現は少し違うのではないかと思います。

【関委員】 仕組みが劣化。

【村井主査】 仕組みが劣化というのは、なかなかエンジニアリング的には難しい表現ですね。何かすり切れてしまうみたい。本当は実効性とか効果とか、そういうことなのかと思いますが、効果が懸念されているとか言ってしまうとかなり刺激的な表現にはなってしまうですね。

【田胡委員】 仕組みなら影響ぐらいなんですよ。

【村井主査】 「仕組みへの影響が懸念されている」。

【田胡委員】 ぐらいじゃないですかね。

【村井主査】 なるほど。そのほうがいいですかね。「劣化」は表現的にあまり適切ではない感じがします。

その前は大丈夫でしょうか。「不正な改ざん方法等の情報がインターネット上で流布する」というか、インターネット屋としては、情報が流通するのにどこであろうとあまり関係ないのではないかという思いはありますが、これは触れないことにしておきまして。

ほかに何かございますでしょうか。どうぞ、浅野さん。

【浅野委員】 この22ページの(3)制度的補完措置では、各所管官庁において法律に基づいた取り組みが進められていると書かれていますが、このような書き方をされると、それでどうしたと言いたくなります。ここに書かれた取り組みによってどうなんだということ最後に1～2行付け加える必要があるのではないのでしょうか。進捗状況なのですから。

【村井主査】 進捗状況は各省庁でこうだと。

【竹村情報通信作品振興課長】 こういうことで制度的な補完措置というのが整備されて、いわゆるエンフォースメントを補完する機能が整備されてきているという趣旨をつけ加えさせていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

【浅野委員】 賛成です。

【村井主査】 わかりました。今の浅野さんのご指摘は、そういった制度的な補完措置の整備というのが進捗しているので、これからまた検討を進めていく状況にあるということをも明記するということですね。

そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、先ほどもお約束しましたので、まだ第1章で何か言い足りないことがあ

る方はどうぞおっしゃっていただければと思いますが、よろしいですか。

それでは今の時間で、この素案の議論をしていただきましたので、今度は素案の素が取れて答申（案）というのを準備する段階になると思います。またこの段階で委員の皆様のご意見等も反映させていきたいと思いますので、引き続きご協力をお願いいたします。

また今日は、冒頭で新方式の運用開始ということでご報告もいただきましたので、これもどうもありがとうございました。

それでは、事務局には、この答申（素案）について、今日のご意見に従って答申（案）にしていく準備をしていただきたいと思います。

私のほうから以上でございますが、何か事務局からございますでしょうか。

【松本情報作品新興課長補佐】 先ほど村井主査からお話ございましたとおり、答申（素案）に関する追加のご意見等ございましたら、1週間程度、6月25日月曜日までに電子メールにて事務局までお寄せいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また次回の日程でございますが、時間の変更がございましたが、7月5日木曜日の15時からということで開催を予定しております。詳細につきましては追ってご連絡差し上げたいと思います。構成員の皆様におきましては、引き続き答申（案）の策定、ご審議のご協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上でございます。

【村井主査】 それでは以上をもちまして本日の会合を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

以上